

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局
学校
幼稚園
教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

第3条第1項中「，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長」を削り，同条第2項中「開晴小中学校教育企画推進室長」を「白河総合支援学校分校開設準備室長」に，「又は企画推進室長」を「又は京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」に改め，同条第3項中「体育健康教育室子ども安全課長，体育健康教育室保健課長」を「体育健康教育室保健安全課長」に，「体育健康教育室の子ども安全課長等」を「体育健康教育室の保健安全課長等」に改め，同条第4項中「及び生涯学習部家庭地域教育支援課長」を「，生涯学習部家庭地域教育支援課長及び生涯学習部施設運営課長」に改め，同条第8項から第10項までを削り，同条中第11項を第8項とし，第12項を第9項とし，同条第13項中「体育健康教育室の子ども安全課長等」を「体育健康教育室の保健安全課長等」に改め，同項を同条第10項とし，同条第14項中「開晴小中学校教育企画推進室長」を「白河総合支援学校分校開設準備室長」に改め，同項を同条第11項とし，同条第15項を同条第12項とし，同条第16項中「体育健康教育室の子ども安全課長等」を「体育健康教育室の保健安全課長等」に改め，同項を同条第13項とし，同条第17項中「，総合教育センター開晴小中学校開設準備室長」を削り，同項を同条第14項とし，同条第18項を同条第15項とし，同条第19項を削り，同条第20項から第22項までを4項ずつ繰り上げる。

別表部長，体育健康教育室長，総合教育センター所長，京都まなびの街生き方探究館事務局長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，

右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長」を削り，同項に次の1号を加える。

(6) 祝辞等の作成に関すること。

別表総務部長の項第1号及び第2号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項第7号を同項第9号とし，同項第6号中「学校施設」の右に「(京都市立学校施設使用規則第2条に規定する学校施設のことをいう。以下同じ。)」を加え，同号の次に次の2号を加える。

(7) 教育機関の施設(教育機関(学校を除く。)の建物その他工作物及び土地(賃借権その他これらを使用する権利が設定されているものを含む。)のことをいう。以下同じ。)の7日以内の目的外使用許可及び電柱，水道管，ガス管等に係る教育機関の施設の目的外使用許可に関すること。

(8) 公印の新調，改刻又は廃止に係る告示に関すること。

別表総務部担当部長(担当事務に係る代決事項に限る。)の項を削る。

別表体育健康教育室長の項の次に次の1項を加える。

生涯学習部長	(1) 生涯学習総合センターの使用に関すること。 (2) 生涯学習総合センター，中央図書館，右京中央図書館，伏見中央図書館及び醍醐中央図書館内の取締り及び管理に関すること。
--------	---

別表課長(体育健康教育室の子ども安全課長等，生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。)，凌風小中学校開設準備室長，教育環境整備室長，開晴小中学校教育企画推進室長，情報化推進総合センター所長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター開晴小中学校開設準備室長，総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館の館長の項中「体育健康教育室の子ども安全課長等」を「体育健康教育室の保健安全課長等」に，「凌風小中学校開設準備室長」を「課相当の室の室長」に改め，「，教育環境整備室長，開晴小中学校教育企画推進室長」及び「，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター開晴小中学校開設準備室長，総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を削り，「，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館の館長」を「及び野外教育センター奥志摩みさきの

家所長」に改める。

別表調査課長の項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とする。

別表体育健康教育室の子ども安全課長等の項中「体育健康教育室の子ども安全課長等」を「体育健康教育室保健安全課長等」に改める。

別表生涯学習部の生涯学習推進課長等の項の次に次の1項を加える。

生涯学習部施設 運営課長	(1) 生涯学習総合センターの分館（以下「センターの分館」という。）の使用に関する事 (2) センターの分館，中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設のことをいう。）内の取締り及び管理に関する事 (3) 図書館資料の利用及び貸出しに関する事 (4) 中央図書館における公用車の管理に関する事
-----------------	---

別表生涯学習総合センター事務局長の項から醍醐中央図書館図書課長の項までを削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)